

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1958号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
中央児童相談所、 <u>長岡児童相談所、上越児童相談所</u> 及び女性相談支援センター	専ら児童又は女性の一時保護の業務に従事する職員	3	中央児童相談所及び女性相談支援センター	専ら児童又は女性の一時保護の業務に従事する職員	3
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。